

daily コラム

2026 年 9 月 30 日 (水)

〒308-0842 茨城県筑西市一本松 624-3

税理士法人和敬会筑西事務所 TEL 0296-22-3689 FAX 0296-25-0627

Email tfc@wakei-kai.com

店舗・イベントでの展示装飾など 「ディスプレイ」と源泉徴収

店舗や展示会のディスプレイを頼んだ場合

小売業やアパレル、飲食店では、ショーウィンドーや商業施設、展示会場などの陳列やディスプレイを外注することがあります。依頼を受けた業者は、店舗やイベントのコンセプトの立案から、図面やパースの作成、業者の作業に立ち会い、照明や商品の配置を細かく行ってくれます。

このような方々は「ディスプレイデザイナー」とも呼ばれます。その外注先が個人事業者である場合には、支払時に源泉徴収が必要となる場合があります。

＜源泉徴収税率＞

支払額 100 万円以下の部分	10.21%
支払額 100 万円を超える部分	20.42%

源泉税の対象となる「デザイン」の範囲

所得税法では、源泉徴収の対象として「デザインの報酬」を挙げた上で、通達で、その対象となる 9 つの類型を例示しています。

- ①工業デザイン、②クラフトデザイン、
③グラフィックデザイン、④パッケージデザイン、⑤広告デザイン、⑥インテリアデザイン、⑦ディスプレイ、⑧服飾デザイン、⑨ゴルフ場、庭園、遊園地等のデザイン

この 9 つの類型は、いずれも創作であり、見た目や形などの視覚的工夫を行うという共通点があります。「ショーウィンドー、陳列棚、商品展示会場等の展示装飾」などの「ディスプレイ」も、様々な空間で、商品や展示物を引き立てるために装飾を施す表現手法（視覚的工夫）であり、「デザインの報酬」として源泉徴収の対象となります。

「デザイン以外の報酬」は源泉税対象外

源泉徴収の対象となるのは、展示装飾の設計やデザインなど空間演出のための報酬です。それ以外の施工費や資材等の代金、運搬費などは対象外にできます。請求書に「ディスプレイ一式」と記載するのでなく、対価を区分して記載することも可能です。

＜請求書の記載例（単位：円）＞

①展示設計料	40,000	(源泉税対象)
②パネル施工	60,000	
③小計	100,000	10%対象
④消費税	10,000	③×10%
⑤源泉税	▲4,084	①×10.21%
⑥差引金額	105,916	③+④-⑤

インボイスの取扱いも含めて、請求のやり方もよく話し合っておきましょう。



報酬・料金の「支払調書」の作成も必要となります。